

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月19日
【計算期間】	第 4 期（自 平成24年 5 月22日 至 平成25年 5 月20日）
【ファンド名】	F P バランスファンド（安定型） F P バランスファンド（安定成長型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、１兆円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		
		その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
	内外			
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般	年１回 年２回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
大型株 中小型株	年４回 年６回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券 一般	年１２回 (隔月)	北米			その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	年１２回 (毎月)	欧州				
社債	日々	アジア				
その他債券	その他	オセアニア				その他 ()
クレジット 属性 ()	()	中南米				
不動産投信		アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信、 商品)))		中近東 (中東)				
資産複合 ()		エマージング				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

内外の株式、債券および不動産ならびに商品(コモディティ)を実質的な主要投資対象とし、長期的な資産形成を補完することを目的として、『安定型』は実質的な資産価値の保全を図りつつ収益の獲得をめざし、また、『安定成長型』は長期的な世界経済の成長に合わせた資産の拡大をめざします。

ファンドの特色

1 ファイナンシャルプランナーの考え方をカタチにしたファンドです。

- 豊富なコンサルティング実績を有する**独立系FP会社「FPアソシエーツ&コンサルティング」**がファンド設計に関わりました。
- FPアソシエーツ&コンサルティングは、基本資産配分や投資対象の選定についての投資助言も行います。

① 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

2 ライフステージに合わせた2種類のファンドを選べます。

- 豊かな人生設計を実現するための「貯蓄」と「投資」。その「投資」による長期の資産形成の実現をお手伝いするファンドです。
- 実質的な資産価値の保全を図りつつ収益の獲得をめざす『安定型』と、長期的な世界経済の成長に合わせた資産の拡大をめざす『安定成長型』を選べます。

① 「実質的な資産価値の保全」とは、将来の物価等の価値変動に合わせた実質的な資産価値を維持することを意味しています。

『安定型』は実質的な資産価値の保全をめざすコンセプトを持った商品ですが、元本を保証するものではありません。

3 長期投資において重要な「資産分散とメンテナンス」を提供します。

- 世界中のさまざまな資産に幅広く分散投資します。株式・債券・不動産投資信託(REIT)に加え、商品(コモディティ)にも投資します。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 基本資産配分や投資対象は、FPアソシエーツ&コンサルティングの投資助言を参考に見直すことがあります。

FP(ファイナンシャルプランナー)とは

FP(ファイナンシャルプランナー)とは、個人(生活者)の資産運用や資産管理のパートナーとして、生活者がライフプランを実現していく上で必要となる経済面での裏付け作りのためのサポートあるいはアドバイスをしてくれる人です。

わが国では2002年4月、職業能力開発促進法に基づき「ファイナンシャル・プランニング技能士」という国家資格もできています。



FPアソシエーツ&コンサルティング株式会社のご紹介

わが国を代表する独立系のFP会社として、個人の資産運用や資産管理に関するさまざまなニーズに深く精通しているコンサルティング会社です。

また、投資顧問契約(投資助言)に基づく個人の資産運用に関する基本資産配分案およびポートフォリオ構築のアドバイス、顧客資産の維持・管理、といった運用実務においても、長年の経験と実績を有しています。



ポートフォリオ構築における基本方針

世界経済の大きな潮流の変化

新たな投資対象の出現

基本資産配分に反映

株式は新興国にも投資、債券は先進国に重点配分

- ・ファンド資産の“成長性”は、今後高い経済成長が見込まれる新興国の企業の株式に投資を行うことによって獲得をめざします。
- ・株式は新興国にも投資するのに対して、債券は先進国中心に配分して、リスク低減を図ります。

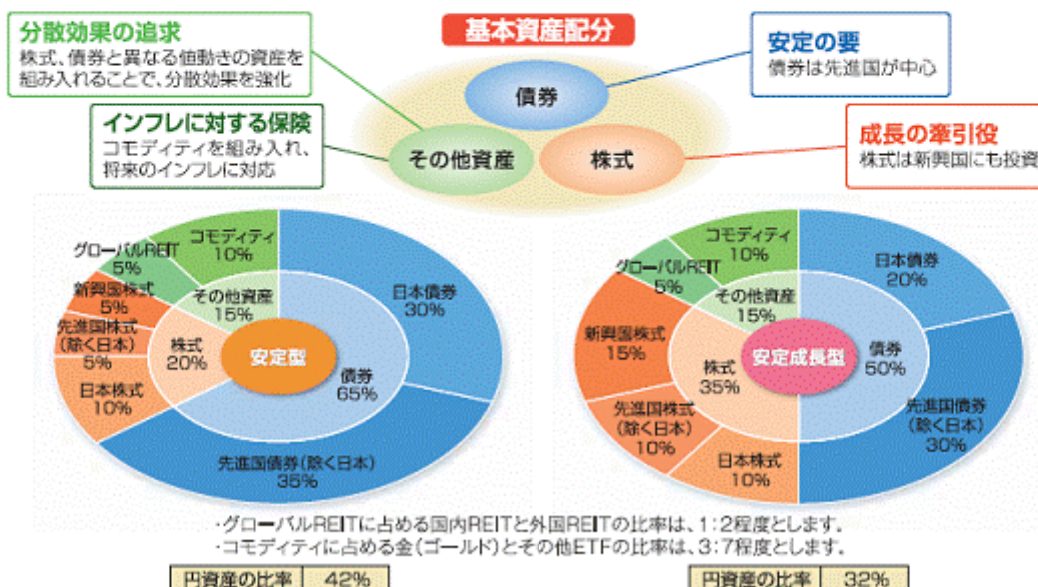
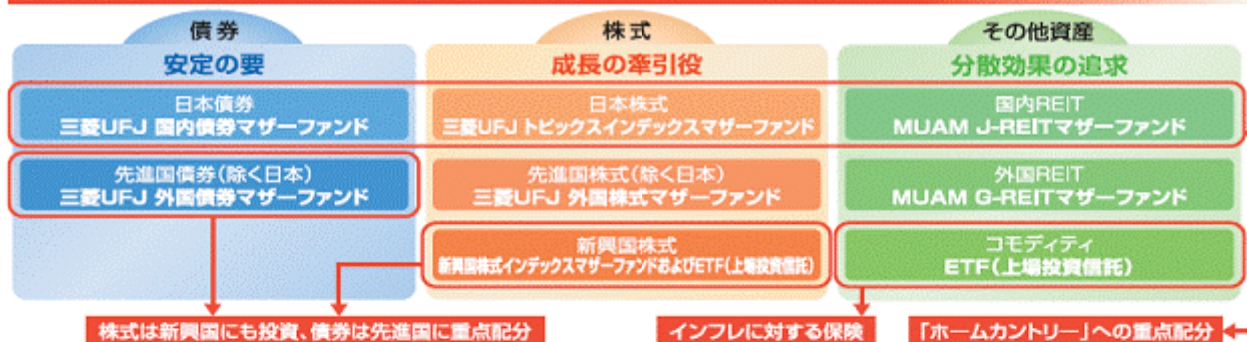
「ホームカントリー」への重点配分

- ・通貨変動のリスクを過剰に取らないという観点から、日本の株式と債券の配分比率を高めに設定します。
（基本資産配分における円資産の比率は安定型が42%、安定成長型が32%）

その他資産の組入れ

- ・REIT、コモディティ等は、債券等とは異なる値動きが期待できる分散効果の高い資産として位置付けています。
 - ・コモディティは、インフレに対する保険的位置付けとして一定比率を配分します。なかでも金（ゴールド）の配分比率は、イベントリスクへの備えという観点から高めに設定します。
- ❶ 重点配分とは、各資産の市場時価総額に占める当該諸国の比率よりも、高い比率で配分することをいいます。

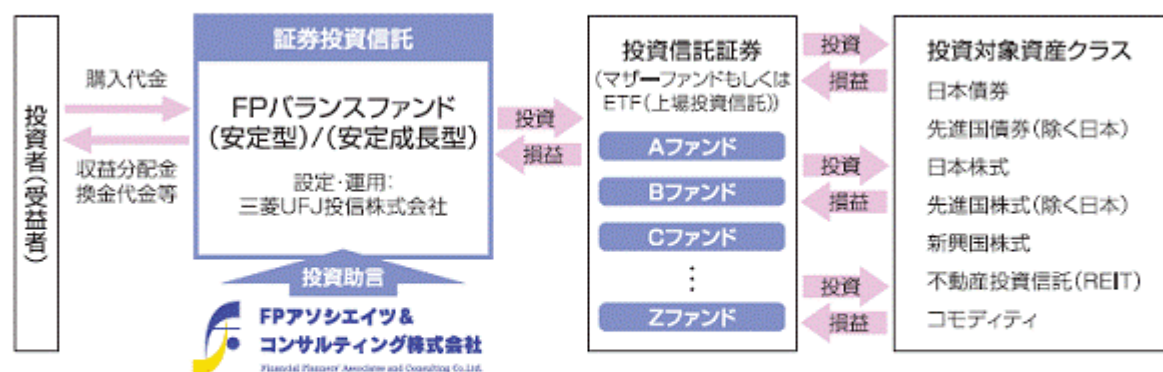
投資対象とする資産、投資信託証券とその狙い



❶ 上記の投資対象および基本資産配分は、今後の投資環境の変化等により変更となることがあります。

ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



- 『安定型』と『安定成長型』の間でスイッチング(乗換)が可能です。

❗ スwitchingの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。スイッチングの購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

分配方針

- 年1回の決算時(5月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資対象とする投資信託証券の一覧

投資対象とする投資信託証券は、投資対象とする資産に応じて次に掲げるマザーファンドおよび選定条件に該当する上場投資信託証券です。

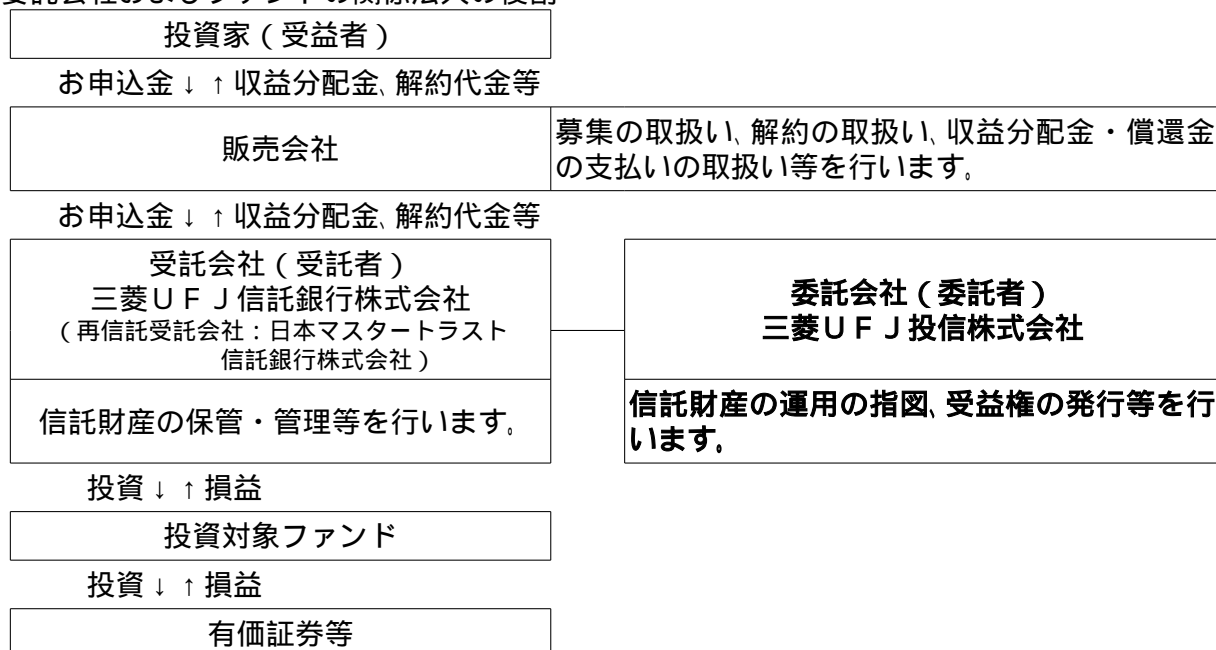
投資対象とする資産	投資対象とする投資信託証券またはその選定条件
日本株式	三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド 国内の株式を主要投資対象とする投資信託証券
先進国株式(除く日本) 新興国株式	三菱UFJ 外国株式マザーファンド 新興国株式インデックスマザーファンド 海外の株式を主要投資対象とする投資信託証券
日本債券	三菱UFJ 国内債券マザーファンド 国内の債券を主要投資対象とする投資信託証券
先進国債券(除く日本)	三菱UFJ 外国債券マザーファンド 海外の債券を主要投資対象とする投資信託証券
国内REIT	MUAM J-REITマザーファンド 国内の不動産を主要投資対象とする投資信託証券
外国REIT	MUAM G-REITマザーファンド 海外の不動産を主要投資対象とする投資信託証券
コモディティ	商品(コモディティ)の価格を総合的に表す金融指標の値を反映する投資信託証券 商品(コモディティ)の価格を反映する投資信託証券

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年 6 月 8 日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成25年 5 月末現在）

・沿革

平成 9 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年 5 月末現在）

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	62,050株	50.0%
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	31,023株	25.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

内外の株式、債券および不動産ならびに商品（コモディティ）を投資対象資産とするマザーファンドの受益証券または取引所に上場されている投資信託証券を主要投資対象とします。

「ＦＰバランスファンド（安定型）」

長期的な資産形成を補完することを目的とし、実質的な資産価値の保全を図りつつ収益の獲得をめざして運用を行います。

「ＦＰバランスファンド（安定成長型）」

長期的な資産形成を補完することを目的とし、長期的な世界経済の成長に合わせた資産の拡大をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券および取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて内外の株式、債券および不動産ならびに商品（コモディティ）に投資を行います。

ファンドの運用目標を達成するため、ＦＰアソシエイツ＆コンサルティング株式会社の助言を受け、各資産クラスごとに投資対象ファンドの具体的な投資先を重視してファンドを選定します。

あらかじめ、長期的な視点から各資産への基本資産配分を定め、基本資産配分と同程度の投資比率を維持することを基本とします。

基本資産配分および投資対象とするマザーファンド受益証券および投資信託証券については見直しを行うことがあります。

マザーファンド受益証券および投資信託証券への組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きま

す。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< 投資信託証券の概要 >

三菱ＵＦＪ トピックスインデックスマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）^１に連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）との連動をめざした運用を行います。

株式（株価指数先物取引等を含む）の組入比率は、高位を保ちます。なお、株式への投資は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

運用の効率化を図るためおよび当該株価指数への連動をめざすため、株価指数先物取引等を利用します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

（投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、わが国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（ＮＯＭＵＲＡ—ＢＰＩ総合指数^２）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（ＮＯＭＵＲＡ—ＢＰＩ総合指数）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限り、

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

MUAM J - REITマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券への分散投資を行います。

東証REIT指数（配当込み）³をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選定およびポートフォリオの構築は、定性的評価・定量的評価を経て行います。定性的評価については、事業内容および財務内容等の分析を行います。定量的評価においては、キャッシュフロー、配当利回り、PBR（株価純資産倍率）等の分析を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

投資信託証券への投資に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

三菱ＵＦＪ 外国株式マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、ベンチマーク（MSCIコクサイ インデックス（除く日本 円換算ベース）⁴）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、ベンチマーク（MSCIコクサイ インデックス（除く日本 円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および

為替先渡取引を行うことができます。

（投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新興国株式インデックスマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）⁵と連動した投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

新興国の株式等を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

株式等の組入比率は原則として高位を保ちます。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式等の投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

外国為替予約取引は効率的な運用に資するために行うことができます。

三菱ＵＦＪ 外国債券マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）⁶）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限り、

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

MUAM G - REITマザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

（運用方法）

投資対象

S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）⁷に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資態度

S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して、運用を行います。

銘柄選定にあたっては、時価総額および流動性等を勘案します。

原則として、不動産投資信託証券の組入比率は高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

上記の各マザーファンド受益証券の他、次に掲げる選定条件に該当する取引所に上場されている投資信託証券に投資を行います。

国内の株式を主要投資対象とする投資信託証券

国内の債券を主要投資対象とする投資信託証券

国内の不動産を主要投資対象とする投資信託証券

海外の株式を主要投資対象とする投資信託証券

海外の債券を主要投資対象とする投資信託証券

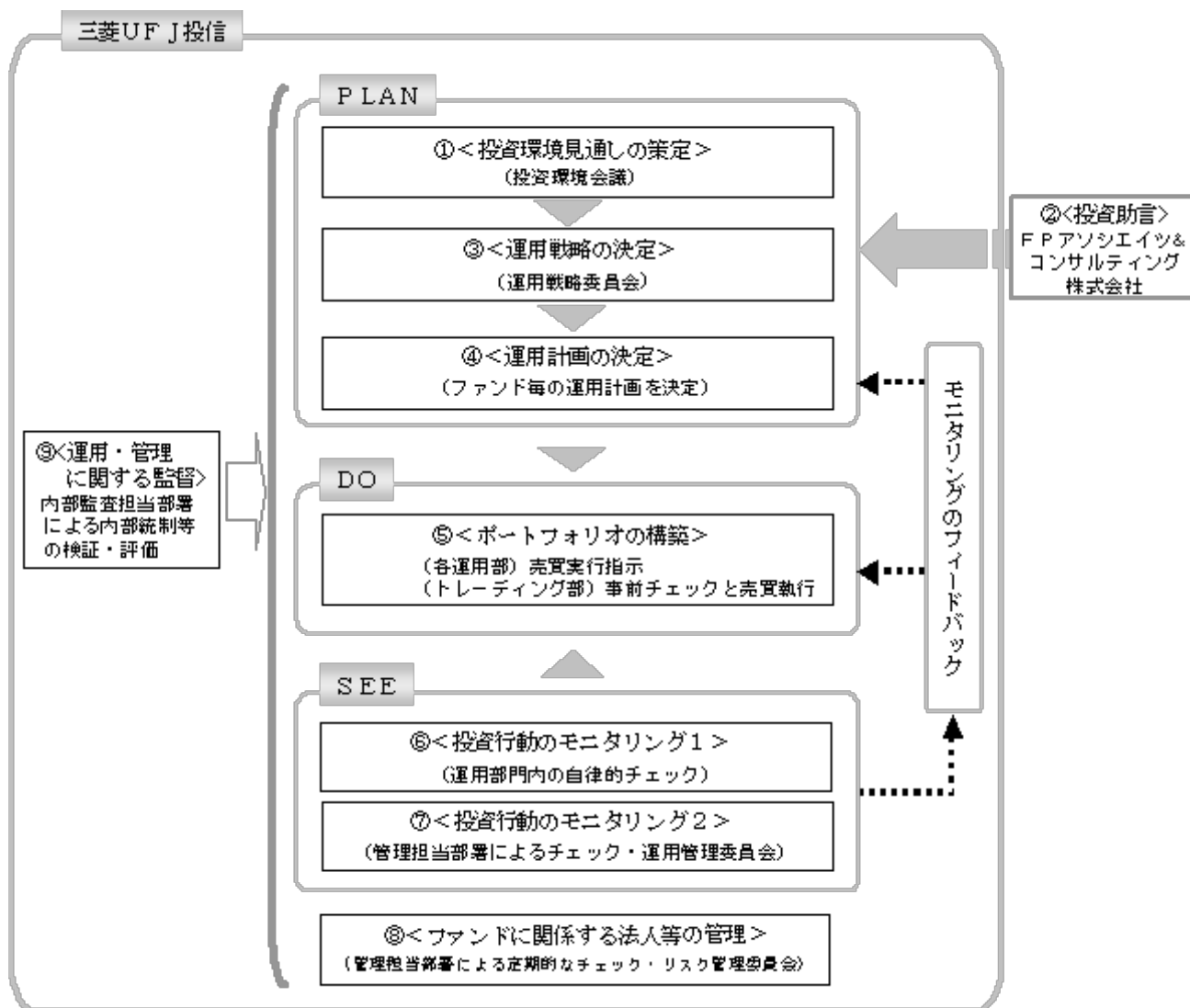
海外の不動産を主要投資対象とする投資信託証券

商品（コモディティ）の価格を総合的に表す金融指標の値を反映する投資信託証券

商品（コモディティ）の価格を反映する投資信託証券

- 1 東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 2 ＮＯＭＵＲＡ—ＢＰＩ総合指数とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。ＮＯＭＵＲＡ—ＢＰＩ総合指数は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
- 3 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証ＲＥＩＴ指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。
東証ＲＥＩＴ指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。
- 4 ＭＳＣＩコクサイ インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。
MSCIコクサイ インデックス（除く日本 円換算ベース）は、MSCI コクサイ インデックス（除く日本 米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。
また、MSCIコクサイ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 5 M S C I エマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。
M S C I エマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。
また、M S C I エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 6 シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。
- 7 S & P先進国ＲＥＩＴインデックスとは、スタンダード＆プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーが有するS & Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（ＲＥＩＴ）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。なお、S & P先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S & P先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。
スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S & P）は、S & P先進国ＲＥＩＴインデックスの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S & Pは、S & P先進国ＲＥＩＴインデックスに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S & Pは、S & P先進国ＲＥＩＴインデックス 又はそれらに含まれるデータの使用により、委託会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S & Pは、S & P先進国ＲＥＩＴインデックス 又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S & Pが責任を負うことはありません。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、F P アソシエイツ & コンサルティング株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年８月20日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減、対象とする商品（コモディティ）の価格等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

商品（コモディティ）の価格はそれぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因により大きく変動します。また、それぞれの商品の需給は景気、環境、天候、農業生産、貿易動向、疾病、伝染病、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、生産者や企業の政策、投機家の動向など様々な要因で大きく変動します。

なお、取引所に上場されている投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定します。

また、不動産投資信託証券は、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

（為替変動リスク）

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリーリスク

投資対象とする投資信託証券には、新興国への投資を行うものがあり、新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

（価格変動リスク・為替変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.575%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.6825%（税抜 年0.65%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.315% （税抜 年0.3%）	年0.315% （税抜 年0.3%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドが投資対象としている上場投資信託（リートを含みます。）は、市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、MUAM J - REITマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、MUAM G - REITマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年１月１日以降）

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率で源泉徴

収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）の税率 で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）の税率 で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日以降の税率は、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成25年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

「ＦＰバランスファンド（安定型）」

（１）【投資状況】

平成25年5月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,778,400	0.44
投資証券	ドイツ	28,443,550	7.10
	アメリカ	16,520,063	4.12
	フランス	1,151,713	0.29
親投資信託受益証券	日本	344,146,539	85.89
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,663,770	2.16
純資産総額		400,704,035	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

平成25年5月31日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	三菱ＵＦＪ 外国債券マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	61,765,073	2.3301 2.2868	143,918,797 141,244,368	—	35.25
日本	三菱ＵＦＪ 国内債券マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	89,813,528	1.2518 1.2549	112,428,575 112,706,996	—	28.13
日本	三菱ＵＦＪ トピックスイン デックスマザーファンド	親投資信託 受益証券	—	46,158,819	0.9418 0.8446	43,473,298 38,985,738	—	9.73
ドイツ	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	投資証券	—	8,268	3,484.63 3,440.19	28,810,948 28,443,550	—	7.10
日本	三菱ＵＦＪ 外国株式マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	15,627,652	1.3762 1.3449	21,506,774 21,017,629	—	5.25
日本	MUAM G-REITマザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	12,224,593	1.2019 1.0992	14,692,738 13,437,272	—	3.35
アメリカ	SPDR GOLD TRUST	投資証券	—	860	13,261.66 13,831.30	11,405,029 11,894,923	—	2.97
日本	新興国株式インデックスマザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	5,279,878	1.9908 1.9062	10,511,181 10,064,503	—	2.51
日本	MUAM J-REITマザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	3,698,399	2.0179 1.8089	7,462,999 6,690,033	—	1.67
アメリカ	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	投資証券	—	480	5,510.26 5,298.79	2,644,926 2,543,422	—	0.63
アメリカ	ISHARES FTSE CHINA 25 INDEX	投資証券	—	560	3,835.73 3,717.35	2,148,010 2,081,717	—	0.52
日本	上場インデックスファンド中国 A株（パンダ）CSI300	投資信託 受益証券	—	520	3,170.00 3,420.00	1,648,400 1,778,400	—	0.44
フランス	LYXOR ETF MSCI INDIA	投資証券	—	810	1,498.40 1,421.86	1,213,708 1,151,713	—	0.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年5月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.44
投資証券	11.51
親投資信託受益証券	85.89
合 計	97.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年 5月20日)	334,799,297 (分配付) 334,799,297 (分配落)	10,001 (分配付) 10,001 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年 5月20日)	331,471,180 (分配付) 331,471,180 (分配落)	10,215 (分配付) 10,215 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年 5月21日)	316,084,909 (分配付) 316,084,909 (分配落)	9,803 (分配付) 9,803 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年 5月20日)	406,142,551 (分配付) 406,142,551 (分配落)	12,674 (分配付) 12,674 (分配落)
平成24年 5月末日	312,218,123	9,709
6月末日	311,480,829	9,841
7月末日	316,714,644	9,897
8月末日	322,268,904	9,969
9月末日	328,277,052	10,071
10月末日	332,380,379	10,194
11月末日	345,824,408	10,484
12月末日	353,928,626	10,974
平成25年 1月末日	359,449,163	11,513
2月末日	365,147,330	11,581
3月末日	369,689,642	11,852
4月末日	395,495,179	12,351
5月末日	400,704,035	12,359

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.01
第2計算期間	2.13
第3計算期間	4.03
第4計算期間	29.28

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	368,421,940	33,661,810	334,760,130
第2計算期間	71,263,803	81,514,814	324,509,119
第3計算期間	56,746,569	58,802,604	322,453,084
第4計算期間	72,712,443	74,700,783	320,464,744

「ＦＰバランスファンド（安定成長型）」

(１) 投資状況

平成25年5月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	15,184,800	2.03
投資証券	アメリカ	52,758,176	7.04
	ドイツ	52,535,251	7.01
	フランス	11,389,170	1.52
親投資信託受益証券	日本	603,577,406	80.59
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	13,496,070	1.81
純資産総額		748,940,873	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(２) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成25年5月31日現在

国 / 地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	三菱ＵＦＪ 外国債券マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	98,217,657	2.3300 2.2868	228,847,140 224,604,138	— —	29.99
日本	三菱ＵＦＪ 国内債券マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	107,862,679	1.2518 1.2549	135,022,502 135,356,875	— —	18.07
日本	三菱ＵＦＪ 外国株式マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	57,109,852	1.3762 1.3449	78,594,578 76,807,039	— —	10.26
日本	三菱ＵＦＪ トピックスイン デックスマザーファンド	親投資信託 受益証券	—	85,864,417	0.9426 0.8446	80,936,158 72,521,086	— —	9.68
日本	新興国株式インデックスマザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	30,050,267	1.9908 1.9062	59,824,071 57,281,818	— —	7.65
ドイツ	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	投資証券	—	15,271	3,483.74 3,440.19	53,200,254 52,535,251	— —	7.01
日本	MUAM G - R E I T マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	23,587,635	1.2019 1.0992	28,349,978 25,927,528	— —	3.46
アメリカ	SPDR GOLD TRUST	投資証券	—	1,610	13,261.66 13,831.30	21,351,276 22,268,402	— —	2.97
アメリカ	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	投資証券	—	2,990	5,510.26 5,298.79	16,475,685 15,843,401	— —	2.12
日本	上場インデックスファンド中国 A株 (パンダ) CSI300	投資信託 受益証券	—	4,440	3,170.00 3,420.00	14,074,800 15,184,800	— —	2.03
アメリカ	ISHARES FTSE CHINA 25 INDEX	投資証券	—	3,940	3,835.73 3,717.35	15,112,791 14,646,371	— —	1.96
フランス	LYXOR ETF MSCI INDIA	投資証券	—	8,010	1,498.40 1,421.86	12,002,230 11,389,170	— —	1.52
日本	MUAM J - R E I T マザー ファンド	親投資信託 受益証券	—	6,124,674	2.0179 1.8089	12,358,979 11,078,922	— —	1.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成25年5月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
投資信託受益証券	2.03
投資証券	15.58
親投資信託受益証券	80.59
合 計	98.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

下記計算期間末日および平成25年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年 5月20日)	729,863,175 (分配付) 729,863,175 (分配落)	10,087 (分配付) 10,087 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年 5月20日)	771,296,039 (分配付) 771,296,039 (分配落)	10,467 (分配付) 10,467 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年 5月21日)	680,083,536 (分配付) 680,083,536 (分配落)	9,678 (分配付) 9,678 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年 5月20日)	769,525,859 (分配付) 769,525,859 (分配落)	13,155 (分配付) 13,155 (分配落)
平成24年 5月末日	676,767,987	9,582
6月末日	677,916,166	9,725
7月末日	690,642,269	9,829
8月末日	678,129,393	9,898
9月末日	676,933,779	10,057
10月末日	679,257,510	10,193
11月末日	697,434,476	10,523
12月末日	709,951,699	11,151
平成25年 1月末日	753,135,555	11,834
2月末日	723,304,285	11,865
3月末日	712,659,984	12,123
4月末日	741,793,096	12,675
5月末日	748,940,873	12,784

分配の推移

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	0.87
第2計算期間	3.76
第3計算期間	7.53
第4計算期間	35.92

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4) 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	803,714,160	80,147,102	723,567,058
第2計算期間	184,473,018	171,166,495	736,873,581
第3計算期間	107,437,640	141,588,116	702,723,105
第4計算期間	110,507,692	228,246,015	584,984,782

[参考情報]

運用実績

FPバランスファンド(安定型)

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2013年5月31日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

2 分配の推移

2013 年 5 月	0円
2012 年 5 月	0円
2011 年 5 月	0円
2010 年 5 月	0円
設定来累計	0円

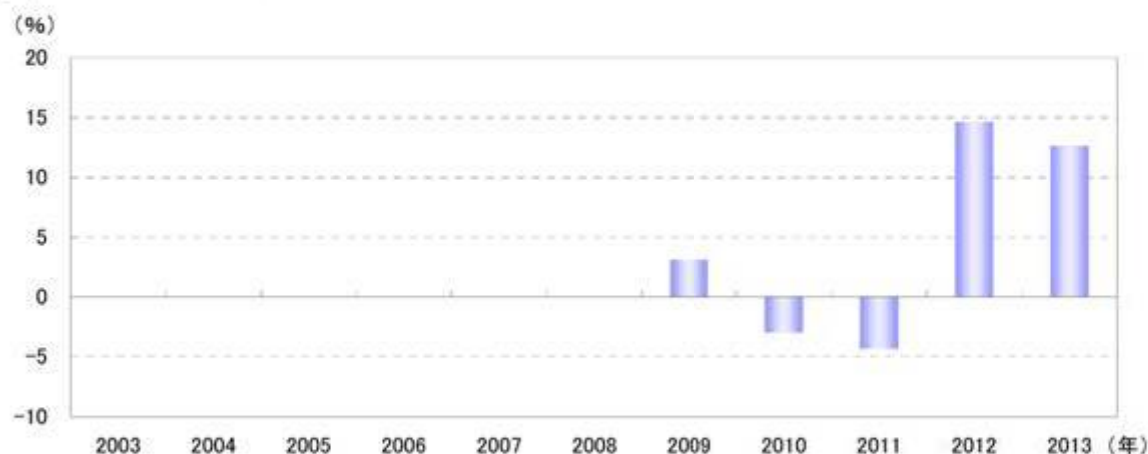
・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2013年5月31日現在)

	組入上位銘柄	資産クラス	比率
1	三菱UFJ 外国債券マザーファンド	先進国債券(除く日本)	35.2%
2	三菱UFJ 国内債券マザーファンド	日本債券	28.1%
3	三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド	日本株式	9.7%
4	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	コモディティ	7.1%
5	三菱UFJ 外国株式マザーファンド	先進国株式(除く日本)	5.2%
6	MUAM G-REITマザーファンド	外国REIT	3.4%
7	SPDR GOLD TRUST	コモディティ	3.0%
8	新興国株式インデックスマザーファンド	新興国株式	2.5%
9	MUAM J-REITマザーファンド	国内REIT	1.7%
10	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	新興国株式	0.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移

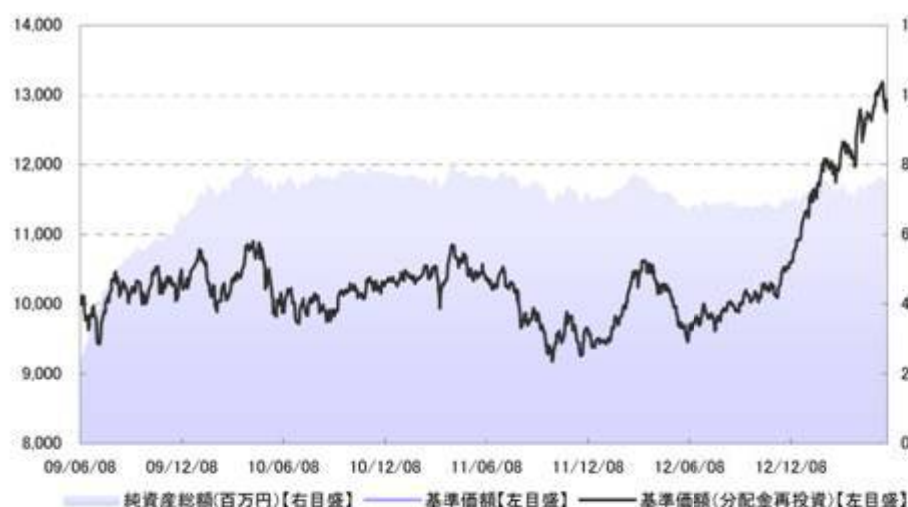


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2009年は設定日から年末までの、2013年は5月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

FPバランスファンド(安定成長型)

1 基準価額・純資産の推移(設定日～2013年5月31日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものと計算

2 分配の推移

2013 年 5月	0円
2012 年 5月	0円
2011 年 5月	0円
2010 年 5月	0円
設定来累計	0円

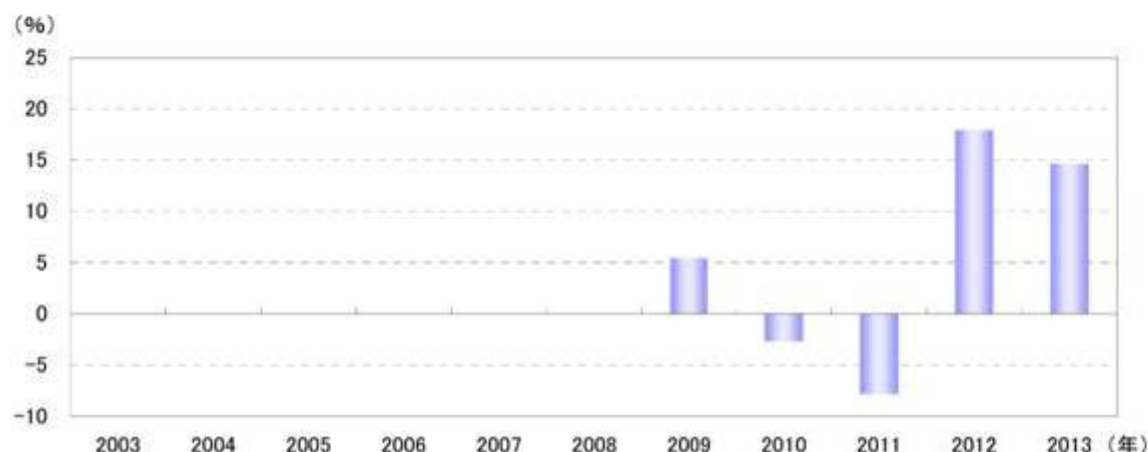
・分配金は1万口当たり、税引前

3 主要な資産の状況(2013年5月31日現在)

	組入上位銘柄	資産クラス	比率
1	三菱UFJ 外国債券マザーファンド	先進国債券(除く日本)	30.0%
2	三菱UFJ 国内債券マザーファンド	日本債券	18.1%
3	三菱UFJ 外国株式マザーファンド	先進国株式(除く日本)	10.3%
4	三菱UFJ トピックスインデックスマザーファンド	日本株式	9.7%
5	新興国株式インデックスマザーファンド	新興国株式	7.6%
6	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	コモディティ	7.0%
7	MUAM G-REITマザーファンド	外国REIT	3.5%
8	SPDR GOLD TRUST	コモディティ	3.0%
9	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	新興国株式	2.1%
10	上場インデックスファンド中国A株(バンダ)CSI300	新興国株式	2.0%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2009年は設定日から年末までの、2013年は5月31日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×1.575%（税抜 1.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後３時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 上場投資信託証券：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、外国金融商品市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。 外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。 外国為替予約取引：原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
-----------	--

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	平成21年6月8日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年5月21日から翌年5月20日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	--

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から１ヵ年とし、期間満了３ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成24年5月22日から平成25年5月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【ＦＰバランスファンド（安定型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	174,383	338,310
コール・ローン	9,229,234	8,441,794
投資信託受益証券	1,350,960	1,648,400
投資証券	31,922,917	44,307,413
親投資信託受益証券	274,511,745	352,735,775
未収入金	-	1,000,000
未収利息	21	14
流動資産合計	317,189,260	408,471,706
資産合計	317,189,260	408,471,706
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,081,342
未払受託者報酬	84,615	95,611
未払委託者報酬	1,015,398	1,147,287
その他未払費用	4,338	4,915
流動負債合計	1,104,351	2,329,155
負債合計	1,104,351	2,329,155
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 322,453,084	¹ 320,464,744
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 6,368,175	² 85,677,807
（分配準備積立金）	13,103,939	79,316,628
元本等合計	316,084,909	406,142,551
純資産合計	316,084,909	406,142,551
負債純資産合計	317,189,260	408,471,706

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日	第 4 期 自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日
営業収益		
受取配当金	65,114	123,040
受取利息	7,811	7,546
有価証券売買等損益	6,365,375	84,593,676
為替差損益	3,867,239	9,991,694
営業収益合計	10,159,689	94,715,956
営業費用		
受託者報酬	168,111	181,029
委託者報酬	2,017,244	2,172,265
その他費用	24,518	16,467
営業費用合計	2,209,873	2,369,761
営業利益	12,369,562	92,346,195
経常利益	12,369,562	92,346,195
当期純利益	12,369,562	92,346,195
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	992,203	8,315,482
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,962,061	6,368,175
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	8,015,269
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,040,703
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,974,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,952,877	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,067,181	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	885,696	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,368,175	85,677,807

「ＦＰバランスファンド（安定型）」

(３)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 投資証券および投資信託受益証券は移動平均法、投資証券および投資信託受益証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 (2) ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成24年5月22日から平成25年5月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
1 期首元本額	324,509,119円	322,453,084円
期中追加設定元本額	56,746,569円	72,712,443円
期中一部解約元本額	58,802,604円	74,700,783円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	6,368,175円	—
3 受益権の総数	322,453,084口	320,464,744口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9803円 (9,803円)	1.2674円 (12,674円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期(自平成23年5月21日至平成24年5月21日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	4,867,625円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	2,899,219円
分配準備積立金額	D	8,236,314円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,003,158円
当ファンドの期末残存口数	F	322,453,084口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	496円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

1 分配金の計算過程

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

37/75

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	531,440	297,440
投資証券	2,167,244	2,627,794
親投資信託受益証券	4,088,388	78,038,027
合計	6,787,072	75,707,673

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通 貨		口数	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
円				
投資信託受益証券	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300	520	1,648,400	
	投資信託受益証券 小 計	520	1,648,400 (1,648,400)	
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ トピックスインデックスマザーファンド	44,973,844	42,473,298	
	三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド	90,142,783	112,840,735	
	三菱ＵＦＪ 外国債券マザーファンド	61,479,850	143,248,050	
	三菱ＵＦＪ 外国株式マザーファンド	15,627,652	21,506,774	
	MUAM G - R E I Tマザーファンド	12,224,593	14,692,738	
	新興国株式インデックスマザーファンド	5,279,878	10,511,181	
	MUAM J - R E I Tマザーファンド	3,698,399	7,462,999	
	親投資信託受益証券 小 計	233,426,999	352,735,775 (352,735,775)	
円 小 計		233,427,519	354,384,175 (354,384,175)	
アメリカドル				
投資証券	ISHARES FTSE CHINA 25 INDEX	560.00	21,229.60	
	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	480.00	26,140.80	
	SPDR GOLD TRUST	860.00	112,720.20	
投資証券 小 計		1,900.00	160,090.60 (16,466,919)	

アメリカドル 小 計		1,900.00	160,090.60 (16,466,919)	
ユーロ				
投資証券	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	7,648.00	201,907.20	
	LYXOR ETF MSCI INDIA	810.00	9,197.55	
投資証券 小 計		8,458.00	211,104.75 (27,840,494)	
ユーロ 小 計		8,458.00	211,104.75 (27,840,494)	
合 計		—	398,691,588 (44,307,413)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 3銘柄	100.00%	4.13%
ユーロ	投資証券 2銘柄	100.00%	6.98%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＦＰバランスファンド（安定成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	229,115	125,860
コール・ローン	19,356,452	14,240,627
投資信託受益証券	11,535,120	14,074,800
投資証券	102,724,674	118,981,725
親投資信託受益証券	548,840,331	623,938,050
未収入金	-	3,000,000
未収利息	44	24
流動資産合計	682,685,736	774,361,086
資産合計	682,685,736	774,361,086
負債の部		
流動負債		
未払解約金	118,566	2,377,270
未払受託者報酬	190,295	188,327
未払委託者報酬	2,283,505	2,259,891
その他未払費用	9,834	9,739
流動負債合計	2,602,200	4,835,227
負債合計	2,602,200	4,835,227
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 702,723,105	¹ 584,984,782
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 22,639,569	² 184,541,077
（分配準備積立金）	30,587,366	168,497,480
元本等合計	680,083,536	769,525,859
純資産合計	680,083,536	769,525,859
負債純資産合計	682,685,736	774,361,086

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 自 平成23年 5月21日 至 平成24年 5月21日	第４期 自 平成24年 5月22日 至 平成25年 5月20日
営業収益		
受取配当金	550,949	917,644
受取利息	13,320	10,203
有価証券売買等損益	40,698,579	194,846,707
為替差損益	11,071,936	29,136,560
営業収益合計	51,206,246	224,911,114
営業費用		
受託者報酬	386,688	369,134
委託者報酬	4,640,109	4,429,562
その他費用	59,560	44,165
営業費用合計	5,086,357	4,842,861
営業利益	56,292,603	220,068,253
経常利益	56,292,603	220,068,253
当期純利益	56,292,603	220,068,253
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,091,452	30,610,831
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	34,422,458	22,639,569
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	17,723,224
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	5,935,790
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	11,787,434
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,860,876	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,868,743	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	992,133	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	22,639,569	184,541,077

「ＦＰバランスファンド（安定成長型）」

(３)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 投資証券および投資信託受益証券は移動平均法、投資証券および投資信託受益証券以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 (2) ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年5月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成24年5月22日から平成25年5月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
1 期首元本額	736,873,581円	702,723,105円
期中追加設定元本額	107,437,640円	110,507,692円
期中一部解約元本額	141,588,116円	228,246,015円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	22,639,569円	—
3 受益権の総数	702,723,105口	584,984,782口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9678円 (9,678円)	1.3155円 (13,155円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期（自平成23年5月21日至平成24年5月21日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	10,285,960円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	6,218,657円
分配準備積立金額	D	20,301,406円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,806,023円
当ファンドの期末残存口数	F	702,723,105口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	523円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

1 分配金の計算過程

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

43/75

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 3 期 [平成24年5月21日現在]	第 4 期 [平成25年5月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	4,342,946	2,539,680
投資証券	12,973,356	1,440,298
親投資信託受益証券	22,349,993	164,628,998
合計	39,666,295	165,728,380

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通 貨		口数	評 価 額	備 考
種 類	銘 柄			
円				
投資信託受益証券	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）CSI300	4,440	14,074,800	
	投資信託受益証券 小 計	4,440	14,074,800 (14,074,800)	
親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ トピックスインデックスマザーファンド	83,583,395	78,936,158	
	三菱ＵＦＪ 国内債券マザーファンド	109,464,089	137,027,146	
	三菱ＵＦＪ 外国債券マザーファンド	98,217,657	228,847,140	
	三菱ＵＦＪ 外国株式マザーファンド	57,109,852	78,594,578	
	MUAM G - R E I Tマザーファンド	23,587,635	28,349,978	
	新興国株式インデックスマザーファンド	30,050,267	59,824,071	
	MUAM J - R E I Tマザーファンド	6,124,674	12,358,979	
	親投資信託受益証券 小 計	408,137,569	623,938,050 (623,938,050)	
円 小 計		408,142,009	638,012,850 (638,012,850)	
アメリカドル				
投資証券	ISHARES FTSE CHINA 25 INDEX	3,940.00	149,365.40	
	ISHARES MSCI BRAZIL CAPPED I	2,990.00	162,835.40	
	SPDR GOLD TRUST	1,610.00	211,022.70	
投資証券 小 計		8,540.00	523,223.50 (53,818,769)	

アメリカドル 小 計		8,540.00	523,223.50 (53,818,769)	
ユーロ				
投資証券	ISHARES DJ-UBS COM SW DE	15,271.00	403,154.40	
	LYXOR ETF MSCI INDIA	8,010.00	90,953.55	
投資証券 小 計		23,281.00	494,107.95 (65,162,956)	
ユーロ 小 計		23,281.00	494,107.95 (65,162,956)	
合 計		—	756,994,575 (118,981,725)	

（注１）通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券	3銘柄	100.00%	7.11%
ユーロ	投資証券	2銘柄	100.00%	8.61%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

「ＦＰバランスファンド（安定型）」

【純資産額計算書】

平成25年5月31日現在

（単位：円）

資 産 総 額	406,951,996
負 債 総 額	6,247,961
純資産総額（ - ）	400,704,035
発 行 済 口 数	324,207,429 口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2359 （ 1万口当たり 12,359 ）

「ＦＰバランスファンド（安定成長型）」

純資産額計算書

平成25年5月31日現在

（単位：円）

資 産 総 額	749,508,198
負 債 総 額	567,325
純資産総額（ - ）	748,940,873
発 行 済 口 数	585,854,883 口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2784 （ 1万口当たり 12,784 ）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成25年５月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年５月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	406	6,743,741
追加型公社債投資信託	18	686,919
単位型株式投資信託	6	114,768
単位型公社債投資信託	3	83,626
合 計	433	7,629,055

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	14,298,590	2	22,261,065
有価証券	2	8,000,000	2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	2	42,563	2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	281,399	1	270,058
器具備品	1	177,757	1	171,754
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,664,188		1,646,844
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他		24		—
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
投資その他の資産				
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	8,500,000	2	3,500,000
長期差入保証金	2	837,456	2	825,804
繰延税金資産		139,650		—
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	79,079	75,221
未払金		
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	2 1,557,726	2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	2 1,174,572	2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
固定負債		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債	—	251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券	723,054	1,797,355
評価差額金		
評価・換算差額等合計	723,054	1,797,355
純資産合計	47,149,203	51,046,388
負債純資産合計	54,116,609	58,735,583

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	47,476,170	48,411,166
投資顧問料	15,335	13,601
その他営業収益	153,305	138,788
営業収益合計	47,644,812	48,563,556
営業費用		
支払手数料	2 19,292,904	2 19,724,426
広告宣伝費	516,886	543,508
公告費	7,961	1,748
調査費		
調査費	909,999	942,478
委託調査費	9,975,300	10,699,987
事務委託費	306,137	242,537
営業雑経費		
通信費	90,066	89,308
印刷費	400,552	443,177
協会費	40,636	39,963
諸会費	7,593	7,621
事務機器関連費	958,507	971,457
その他営業雑経費	16,396	8,989
営業費用合計	32,522,943	33,715,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	202,812	198,915
給料・手当	3,623,556	3,740,875
賞与引当金繰入	520,000	594,000
福利厚生費	520,897	593,073
交際費	26,743	23,259
旅費交通費	153,892	139,968
租税公課	102,255	115,450
不動産賃借料	698,539	699,860
退職給付費用	142,883	162,650
役員退職慰労引当金繰入	22,805	19,007
固定資産減価償却費	481,601	442,844
諸経費	247,162	270,874
一般管理費合計	6,743,148	7,000,782
営業利益	8,378,719	7,847,569

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	153,215	213,088
有価証券利息	2 8,160	2 6,698
受取利息	2 25,661	2 25,684
投資有価証券償還益	1,876	6,072
収益分配金等時効完成分	318,285	412,323
その他	7,856	1,935
営業外収益合計	515,056	665,802
営業外費用		
投資有価証券償還損	—	8,689
時効後支払損引当金繰入	15,288	16,881
事務過誤費	7,845	186
その他	82	45
営業外費用合計	23,216	25,802
経常利益	8,870,559	8,487,569
特別利益		
投資有価証券売却益	150,103	334,775
特別利益合計	150,103	334,775
特別損失		
投資有価証券売却損	153,276	32,155
関係会社株式売却損	13,563	—
投資有価証券評価損	1,925	—
固定資産除却損	1 17,034	1 253
その他	412	—
特別損失合計	186,212	32,409
税引前当期純利益	8,834,449	8,789,934
法人税、住民税及び事業税	3,510,046	3,441,310
法人税等調整額	175,067	55,499
法人税等合計	3,685,113	3,385,811
当期純利益	5,149,336	5,404,123

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計		
当期首残高	42,243,903	44,203,921
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計		
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300

当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産の減価償却累計額

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
建物	208,976千円	233,990千円
器具備品	294,294千円	351,481千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

（損益計算書関係）

1.固定資産除却損の内訳

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	-
計	17,034千円	253千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	-
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	-
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	-
負債計	3,090,600	3,090,600	-

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	-
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	-
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	-
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	-
負債計	3,447,816	3,447,816	-

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	-	-	-
未収委託者報酬	3,977,324	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	-	8,500,000	-	-
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

第28期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	-	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	-	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,325,285	3,446,474	121,188
	小計	3,325,285	3,446,474	121,188
合計		14,417,413	13,440,240	977,173

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,025,331	3,033,767	8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

3. 売却したその他有価証券

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	158,639	-	64,792
債券	-	-	-
その他	3,036,630	150,103	88,484
合計	3,195,269	150,103	153,276

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	475,564	382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	276,569	239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	119,902	119,776
(6)退職給付引当金	119,902	119,776

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	4,635	2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（１）退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

（２）割引率

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（３）期待運用収益率

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（４）数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202

退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
繰延税金資産 小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	813,923	704,932
繰延税金資産 合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	254,118	637,305
繰延税金負債 合計	254,118	637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円
							事務所の賃借	事務所賃借料 667,780 千円	長期差入保証金	812,027 千円
							投資の助言	投資助言料 168,292 千円	未払費用	81,330 千円
							株式の売却	98,112 千円		
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入 36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息 6,532 千円	未収収益	544 千円
								マルチコーラブル預金の預入 7,000,000 千円	現金及び預金	5,500,000 千円
									長期性預金	8,500,000 千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415 千円	未収収益	2,886 千円

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086 千円	長期差入保証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金に係る受取利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
							マルチコーラブル預金の預入	5,500,000 千円	現金及び預金	10,500,000 千円
									長期性預金	3,500,000 千円
						マルチコーラブル預金に係る受取利息		24,246 千円	未収収益	2,301 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
1株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

平成25年6月21日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・ 公告方法の変更（日本経済新聞に掲載する方法から電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法による）に変更）

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（平成25年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 （平成25年３月末現在）	事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北國銀行	26,673 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡中央銀行	2,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年５月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0％（62,050株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は25.0％（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成25年 2 月20日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成24年 8 月20日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年 7 月 3 日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＦＰバランスファンド（安定型）の平成24年5月22日から平成25年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＦＰバランスファンド（安定型）の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 7 月 3 日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＦＰバランスファンド（安定成長型）の平成24年5月22日から平成25年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＦＰバランスファンド（安定成長型）の平成25年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２５年６月２４日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)